

六月二十日(第四日)

一、開議及散會時刻 自十時三十分至五時十分

二、出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	八	知花正次	五	天久盛雄
二	岸本利定	九	米須清祐	六	当山神太郎
三	伊佐真一	一〇	伊本正重	七	安次富盛信
四	佐喜真博祐	一〇	堀城清善	八	福嶺盛三
五	中山勝豊	一一	中里幸助	九	岩里敏行
六	安里良朝	一二	松本利定	一〇	柳原正賢
七	崎間健二郎	一三	山本朝徳	一一	

三、欠席議員なし

四、市町村自治法第六十二條の現定により、會議事神説明のため出席した者次の通りである

議長 仲村春勝 財政課長 当山金豊  
 助役 吳屋真徳 経済課長 澤山安一  
 収入役 仲村春松

五、會議事神は次の通りである

議案第一号 宜野湾村上水道給水條例改定について  
 議案第二号 宜野湾村上水道事業債を起すことについて  
 議案第三号 宜野湾村上水道事業特別會計への繰入について  
 議案第四号 一九六年度宜野湾村上水道事業特別會計才入才出予算について

宜野湾村役所

議案第九号 宜野灣村水道事業費を経費とするに付いて  
大議事日程は次より通りである(書記をして朗読せしめた)

日程第一号 議案第一五号 (可決)

日程第二号 議案第一六号 ( )

日程第三号 議案第一七号 ( )

日程第四号 議案第一八号 ( )

七、議案の類  
日程第五号 議案第一九号 ( )  
日程第六号 議案第二〇号 ( )  
日程第七号 議案第二一号 ( )  
日程第八号 議案第二二号 ( )  
日程第九号 議案第二三号 ( )  
日程第十号 議案第二四号 ( )  
日程第十一号 議案第二五号 ( )  
日程第十二号 議案第二六号 ( )  
日程第十三号 議案第二七号 ( )  
日程第十四号 議案第二八号 ( )  
日程第十五号 議案第二九号 ( )  
日程第十六号 議案第三〇号 ( )  
日程第十七号 議案第三一号 ( )  
日程第十八号 議案第三二号 ( )  
日程第十九号 議案第三三号 ( )  
日程第二十号 議案第三四号 ( )  
日程第二十一号 議案第三五号 ( )  
日程第二十二号 議案第三六号 ( )  
日程第二十三号 議案第三七号 ( )  
日程第二十四号 議案第三八号 ( )  
日程第二十五号 議案第三九号 ( )  
日程第二十六号 議案第四〇号 ( )  
日程第二十七号 議案第四一号 ( )  
日程第二十八号 議案第四二号 ( )  
日程第二十九号 議案第四三号 ( )  
日程第三十号 議案第四四号 ( )  
日程第三十一号 議案第四五号 ( )  
日程第三十二号 議案第四六号 ( )  
日程第三十三号 議案第四七号 ( )  
日程第三十四号 議案第四八号 ( )  
日程第三十五号 議案第四九号 ( )  
日程第三十六号 議案第五〇号 ( )  
日程第三十七号 議案第五一号 ( )  
日程第三十八号 議案第五二号 ( )  
日程第三十九号 議案第五三号 ( )  
日程第四十号 議案第五四号 ( )  
日程第四十一号 議案第五五号 ( )  
日程第四十二号 議案第五六号 ( )  
日程第四十三号 議案第五七号 ( )  
日程第四十四号 議案第五八号 ( )  
日程第四十五号 議案第五九号 ( )  
日程第四十六号 議案第六〇号 ( )  
日程第四十七号 議案第六一号 ( )  
日程第四十八号 議案第六二号 ( )  
日程第四十九号 議案第六三号 ( )  
日程第五十号 議案第六四号 ( )  
日程第五十一号 議案第六五号 ( )  
日程第五十二号 議案第六六号 ( )  
日程第五十三号 議案第六七号 ( )  
日程第五十四号 議案第六八号 ( )  
日程第五十五号 議案第六九号 ( )  
日程第五十六号 議案第七〇号 ( )  
日程第五十七号 議案第七一号 ( )  
日程第五十八号 議案第七二号 ( )  
日程第五十九号 議案第七三号 ( )  
日程第六十号 議案第七四号 ( )  
日程第六十一号 議案第七五号 ( )  
日程第六十二号 議案第七六号 ( )  
日程第六十三号 議案第七七号 ( )  
日程第六十四号 議案第七八号 ( )  
日程第六十五号 議案第七九号 ( )  
日程第六十六号 議案第八〇号 ( )  
日程第六十七号 議案第八一号 ( )  
日程第六十八号 議案第八二号 ( )  
日程第六十九号 議案第八三号 ( )  
日程第七十号 議案第八四号 ( )  
日程第七十一号 議案第八五号 ( )  
日程第七十二号 議案第八六号 ( )  
日程第七十三号 議案第八七号 ( )  
日程第七十四号 議案第八八号 ( )  
日程第七十五号 議案第八九号 ( )  
日程第七十六号 議案第九〇号 ( )  
日程第七十七号 議案第九一号 ( )  
日程第七十八号 議案第九二号 ( )  
日程第七十九号 議案第九三号 ( )  
日程第八十号 議案第九四号 ( )  
日程第八十一号 議案第九五号 ( )  
日程第八十二号 議案第九六号 ( )  
日程第八十三号 議案第九七号 ( )  
日程第八十四号 議案第九八号 ( )  
日程第八十五号 議案第九九号 ( )  
日程第八十六号 議案第一百号 ( )

議長 午後十時五分 分南會堂  
委員出席 議案は可決せしむるに依り會中の議案を再  
南致しす

議長 南議をす

二、番 日程変更の動議下りります。本委員会付託の動議中先  
付託されたもの先に報告する方が 議會運送の常道下  
ある。本議會の委員会付託に当たつたスラップの報告を先に  
する方が正しい。同報告を先にしてもいい。日程変更動  
議を提出致しす

督成と唱へりあり

議長 日程変更の動議が可決。動議は可決してあります

一七番 日程規定方針通り水道関係は先としてその後にしたと思つ  
たの向題は承知通り急を要するもの下 疏銘の支店長から

呼ばれて、起債をして認可を要するものもそのほかの部が  
あり

宜野灣村役所

	<p>         琉銀の運用も七月一日から始まるが、去つた五日でまてめて          ぐらわはちりつたが、困つておる。日程変更せず、その          手を進めてもらつたい。       </p>
一三 番	<p>         水道関係の付託業務を先ほど、午後におく進めて良か          おささします。       </p>
議長	<p>         秋より身の上の向類でありますので、退場致します。副議長          に議長職をお願致します。       </p>
副議長	<p>         では秋の方から、夏に議事運営を致します。       </p>
二〇 番	<p>         市町村自治法第五十七條の祖と書の規定により、議會にお席          と発言したは、御同意願します。       </p>
副議長	<p>         唯今三番議員より、弟手七条の祖と書の規定により、お席し          発言致したは、御請求が、お席取りを、お席取りを、お席取り          異議なしと唱へらる。       </p>
副議長	<p>         御異議は、お席取りでありますので、三番議員より、お席取り          の請求を、許可致します。       </p>
二〇 番	<p>         今の件について、発言させてもらいたい。た、お願したは、報告          書の証言者が、少くとも、お席取りを、お席取りを、お席取りを       </p>
二 番	<p>         内容が、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを       </p>
二〇 番	<p>         証人を、本會議で、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを       </p>
二 番	<p>         お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを       </p>
一七 番	<p>         お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを       </p>

宜野湾村役所



	不あり出来可きなり 早速に可決し 一日も早く認可を受けさせ
二番	議員であれ口運言に於いて 二点をおさします
一七番	早に河記を承知し 早く報告をせしめ 正しきかどうか 不議會に報告がなすか 当局にありか
一六番	議會が調査すべしであれ 口運言の報告をせしめ 後だ 報告をせしめ 口運言に思ふ
一五番	報告をせしめ 後であらう 早く記憶を述べての事であらう
一四番	未だ報告をされてない 内容の検討をせしめ 後でなければ なす 報告をせしめ 検討した上 内容の問題は あれありか
一三番	日程を組む前に 何故その時に 言ひなかつたか
一二番	議長は自らの責任において 口運言をせず 勸議が出来 ておれば 口運言をせしめ ありか
一八番	議會運営の 持ち方について 疑議がある 一ツツやうて 中 あつた ことを 要望したい
一〇番	変更勸議に於いて 保存は 託人を呼んで ありたいと言 うことになり 本日は出来ぬ 早く 事 ありか
副議長	これを先にすまか どうか 一ツツは 言ひなかりたい
一三番	今も 議員より 前より 早く 出来たい 勸議が 出て あり て 七番議員は 従来より 早く 事 八番議員と 七番議員が

二番	ヤリミ、ヤリミと云ふのは、向題ではない。
副議長	報告書押して、先を先にすへる。向題は内参り地難い。向題があり、動議がある。不裁決の結果。
二番	正し、違差あり、方を動議の形で出したが、議會運営に付いて、どちらが正しいかと云ふ事である。
副議長	議會の運営で正し、あり方を正し、通り進めるべきである。日程も始まる時は、番議員からの変更動議が、否以て、反対の討論に移つた。日のと解する。
一番	日程を変更して、早く進めても、いい。日程の変更は、休職を致し、(午後七時七分)
副議長	再開致し、(午後八分)
八番	番議員に、伺ひします。日程の変更について、是非先に進められ、出来る理由は、私に番議員が言われた通り順序通り、やま方が、良しと思ふ。
二番	理由に、非常と簡單であり、日程の先にすべし、常道である。始めから、後になつて、わる。後の分が、今日報告され、何故後進にするか、水は、なるか、疑問である。
副議長	早地泊り、八名も、重く、やま、と云ふて、わつた。
一	一日で早く進め、何も、外に、取り、取、先、に、やま、べき、である。
一	今日、明日、の、進、は、別、に、要、ら、な、い、下、正、道、の、通、り、や、ま、は、な、い、か。

宜野湾村役所







総務委員	本業に於ては当委員會に付託され、六月五日、六日、八日、三日、同委員會を同様に審査致した所、別紙委員會報告書を通り決定致した所、くわしんじに於ては皆様方の御買疑に依じたいと思つます。
三番	第三七條の水道料金で他市村にどうなつておるか、那覇、三ノ川の順である、経済、其他の條件による数である、三ノ川等は、早くても、高くなる、との報告を受けた。
六番	第四四條中(の)を加ふ理由は、理由は諸君所有者となくと人王とし、人を向類とし、場合、その程度損害をせむは、なる、の下、工作物等は限定した、とある。
九番	第三條の五ノ山を三ノ山とした理由、根拠は、その場合、あり、検査手数料としては三ノ山位が適当と認められた、工事の請負の場合、請負人におよぼさる、然る、水、水、と、と思ふ。
一〇番	第三條、第九條、第三三條、第三四條、は、手数料に、は、て、お、る、が、手数料、と、ある、も、検査、した、理由、三項、を、消、した、理由、は、
総務委員	第九條の場合、は、手数料、持、資、材、に、よ、つ、て、入、る、場、合、ソ、レ、は、セ、ン、コ、ノ、行、を、や、す、な、り、れ、ば、ソ、レ、が、請、負、せ、ら、れ、る、場、合、は、水、位、位、は、當、然、だ、と、思、つ、た、第、三、三、條、に、お、い、て、は、喜、ば、ら、れ、て、は、変、り、は、な、い、と、思、つ、た。
一〇番	第三條の見出し、消した理由は、
総務委員	第三條、は、は、致、訂、第、の、費、用、が、入、る、カ、リ、と、思、つ、た。

宜野湾村役所





総務委員長	公益事業の場合に性質上権限を認めなくてはならぬ必要があるとの事
二 査	自治法の法令があり方について、條例をたがひを持つて有り 研究の必要がある。
一五 査	罰則なきの規程をおく必要がある。甘んじ最優の条で 良しとある中、壓縮とせよべきで、道料程度はとめた方が 良しと思ふが。
総務委員長	その言は事業はたがひの私的行為が出来る。罰則については 必要であるが、自治法の規定により、法的にも矛盾はなからぬ事がある。
一五 査	先が署名が部落の運営が出来ない場合を考へておられるが 親心を出されておる事は感謝する。
総務委員長	当局として、請求がある場合、予算がとれる場合に引くこと事や ある、その場合関係部落に相談するとの事は話し合つたが、 希望があれは、署名が影響が及ぶことと思ふが、その と云つて、当局について強く正したか、うまくいける場合 一部業者も新地にわいせむことになり、事々念に念せ 入れて。
一六 査	その言の場合、関係部落に連絡して裁と事をお願 (当局へ) 自己水源の占有は。
総務委員長	自己水源で、保戸と言ふことは村に及ぶと、村を説明があるた 本初権は村に及ぶ、後まある住民に及ぶと思つておられるが、
一六 査	法的にどうなるか。
総務委員長	沖繩日報を日本法に用記されておる

宜野灣村役所







議 長	下口金會一致で議案第一号 宜野湾村下水道給水條例設置案を修正して原案通り可決決定致します。
議 長	休憩致します。(午後三時十分)
議 長	再開致します。(午後三時八分)
議 長	日程第一議案第二号 宜野湾村下水道事業債を起すことについでに付議致します。
議 長	本業に於て日先に経済常任本員會に付託の上着査をお願ひしてありましたが去る五月二十八日に本員會より別紙通り着査報告が有りましたので、
議 長	書記をして朗読せしめます。
議 長	委員長の報告を願います。
議 長	本業に於ては当委員會に付託され六月二十五日六月五日の二日間委員會を開催して着査致しました所、別紙委員會報告書を通り決定致したが大體の通りと云う事は此様才の御質疑に於いては思ひます。
議 長	補助金とはお出でが、ソブレにしては全部村財源にりとめることは不可能であるを認め、原案承認した。
議 長	質疑願います。
議 長	本業に當つて村によつて事業債をおこなふことに及び、事業の進捗は一部は住民の利便を計ることは必要か、外の住民の利便もどの面をどう言う検討がなされるか。
議 長	事業の進捗の独立計算性のこと。

宜野湾村役所





経済委員長	銀行では優先的に返債に当てるという話を南におきまわりの下規正にも同じし。又持済によつて可能と思ふとの説明をしたが、私はお来きと思ふ。
八 番	事業起債として貸入目的のために仮に行くとすうまうと、金は事業面の災害も考慮も必要がある。
村 長	うまう行く様に考へたが、お来き場合等もあるかも知れない。今の話の特會計をおいてどこに赤字になつた場合か、銀行も充分償還をすべき意味でかりませんが、同じした場合、外にどうしてヤミと口を言つてお思ふ。
八 番	他の事業体からの場合は、担保が必要だが、村の場合はどうか、向うでも、なんがうとらんという事はなつと思ふが、もうその場合、村が負担すべきであらうか。
助 役	担保につては、村は必要、責任は全住民にかかるとする。銀行も起債を許した。政府の方針によつて取をやるかにはなつた。
一七 番	質疑打ち切りの動議を提出します。
一七 番	要議なしと用場を閉じります。
議長	御異議がなければ、認めて質疑を打ち切ります。
議長	討論を願います。
一三 番	本村の水不足であり、水道が早くとは、保連上りが必要であり、又村を弁償させるには必要で、政府の補助がなければならぬと思ふので、委員会の通り賛成致します。

宜野湾村役所

議 長	唯今ニシテ審議委員より賛成意見が取りました外にありませんが 要議らしと唱へてあり
議 長	御異議は林でありませんので議案第七号宜野湾村長水道 事業債を起すことに付て原案通り可決決定致します
議 長	日程第三議案第七号宜野湾村長水道特別會討へ繰入に付 是を付議致します
議 長	本案に付ては先に財政常任委員会に付託の上審査を依頼 してありましたが、まう六月八日に委員会より別紙の通り審 査報告が取りましたので
議 長	書記として朗読せしめます
議 長	委員長報告を願います
財政委員長	本案に付ては当委員会に付託され六月二十六日、二十七日の二日間、 わたり委員会を開催して審査致しました所、別紙委員会報 告書の通り決定致しましたので、くわしいことは皆林君 の御質疑に依りてお話しします
一七 審 査	繰入後にはわたり繰入金について、どう林に検討されたか
財政委員長	公営企業法第八条に、二で原則に、その下に、別に債の償還 するものなく繰戻す条件
一七 審 査	補助金が来れば早く繰戻すことに、その話したが、收支計算 書には、全くふれて、その理由は、
財政委員長	收支計算の通り年次計画にも、その通りである
財政委員長	審議の場合、公営企業法第三三条剩余金の規定は、法定積

宜野湾村役所







二番	補助金を予定してはいるが、補助金を交付しないという事は ないか。
経済課長	用は政府に任せては、それで予定してあるから、やむを得ない 事口を承知する。
二番	予算口とてあつて、事務店式より下になる。政府の方 針がどうであるとして、右へ行くとした場合、 それは予備であつて、そう言うことは口で言ひと思つて、
議長	質疑を打ち切り、討論に入ります。
一七番	討論を願ひます。
一八番	委員会を承知して、原来に啓成して、 さうして、水を解決する事において、一日も早く、とは同感で ある。議案の内容は、村の内とて、話しただけ、實際は 一部であり、二〇四年後は、どうなるか、 一、牧畜計から多額な金を繰入る事は、村に負担がある 同じく、簡易水道にも補助して、裁くことを考へなければ ならぬ。南の方では、若干の補助をして、政府の方の 補助金、一部を簡易水道に、また、水不足が、一部 落に補助金として交付しても、さう言うよう、追加して、 休憩を致します。(午後三時三十分)
議	再開致します。(午後三時三十分)
八番	只今、もう一回致します。
議長	原案通り賛成とし、御意見をかりました。外にありません。

宜野湾村役所

議 長	異議なしと嘖々口ナリ
	御異議がらむと認めて原案通り可決決定して良 シヤシヤ
議 長	異議なしと呼ぶもウチリ
議 長	では異議がらむと仰うでありますが下議案第七号並野 米道特別會計へ繰入案を原案通り可決決定致します
議 長	日糧第四議案第八号一九六〇年度宜野湾村上水道事 業特別會計オオオ出予算案を付議致します
議 長	御質疑願います質疑う米に先ん經濟常任委員會に付記 した本案に於て委員會より別紙通り報告がおります
議 長	書記をして朗読せしめます
議 長	委員長報告を願います(補足説明)
經濟委員 長	委員會報告の通りであります。細部のについては御質疑 に依りたいとおじます
議 長	御質疑願います
經濟委員 長	二頁の補足説明を挿入します。一九号議案と相関運して 村道營造記、水道設置の人員向題、補償の向題、 貸入の英補償が予備費で可能かどうか
二 番	會計案(提)政府の認可を要するものと、美施すものと して、数字は妥当かどうか、人費の数字と見ると、バラツクの 美から見る綿密に検討したかどうか
經濟委員 長	数字の差は主審が違ふと思ふが、一般事務の場合、技術の



経済課長	場合の莫と類に差が専向家を採用するに莫において一般職員より上りたる莫は技術者の技術的向題曰が
二 番	或る意味で完全とする意味で進めた。
三 番	唯今よりの方局へ同か。取が議決に於て職員が身分は
四 番	他人の規程でござれりか。又木とブ保四五等々や五人を確うの下あまひ。
経済課長	身分は條例で人選はその力ある人を選ぶが不想定。工業監督等は是数には入りたり。臨時で高度の計画性のあまひや及び役で工事にミスがあらう困るう下
一九 番	道路工事費に於て水道事業の場合に必要か。
経済課長	公道から浄水場へ通ずる道路である。
二 番	建設費の二六〇〇〇。其の数字があらう根拠は
経済委員長	一敷三項の説明をもういたし
二 番	此の請負は技術員は
経済課長	技術者はよろ。その米位り道である。
三 番	浄水道を通ずる道路の必要性に於て。三井が可成に
四 番	つては
経済課長	一 毎月砂運搬が必要で運搬管理人の道頭が必要である。
二 番	一 算價は山であるうで可能だと思つ
三 番	一 現在、場所以外に他にはなから、又検討するに必要か。
経済課長	一 防火水産の規格に於ては、ためにも外は無い。
三 番	一 土地は微妙だが地に場所は無いとする場合

宜野湾村役所

経済課長	予借でその種りて計上とある
経済課長	清水場、道路の両方ですかり
一三 審	單據と場所と地主が反対した場合法的裏付があるか
助 役	執行するがビニカは別として法はある
一ニ 審	水道課建設課に之せようか
経済課長	当初二番は建設課、来月一月から水道課に移す
一ニ 審	水道課建設課の問題は別々にするが、数を入れているか、ビニカ
経済課長	体例で後でやま
一三 審	給米についてビレにどうして適用するが
助 役	現條例には含まれるか
一ニ 審	参考)あくまでも特別會計で普通一般事務に従事する職員の方式をどうするか
一ニ 審	會計は含まれておるか (なし)
一ニ 審	光熱費とはビニカどうか
経済課長	水源地の電気が故障した場合の予備で、電氣関係配線より資料とヒツマヤっておろ
議 長	昨今定額予留時でありませうか、時間延長して審議したいか、思ひますか
一ニ 審	要議らしと呼ぶかありか
議 長	御要議の通り様うでありますが、時間延長を決定致しませぬ

宜野湾村役所





議 長	すゝ米を上提致します。
議 長	質疑うすに本米に付ては経済常任委員會に付託とあり ました。別紙の通り去々六月二十八日附で委員會より報告が ありましたので。
議 長	書記をして朗読せしめます。
議 長	委員長報告を願います。
經濟委員長	委員會報告の通りでありますが、事業そのものが極大 なる金額で経済費を要すと認め、細部に付ては皆杯の 御質疑に回答を致します。
議 長	質疑に入りませう。
一 番	經濟費、收支計算書の中(おん)と經濟三イイわさと思うが 心之を經濟費としてやそ、その要が所で検討されたが 繰入金はどのくらい、どう言う風にして検討すべきかと か。
一 番	經濟費であつた下であつた下、わく内であつた下、議決はどの 質疑はどの様うでありませうか、質疑を打ち切ります。
議 長	討論を願います。
一 番	水道の面では必要性はどのと思ひますか、原米通り翌日 で致します。
議 長	地に御意見はありませんか。
議 長	異議なしと呼ぶのあり。
議 長	別御意見がある様うでありませうか、議決は九号、宜野湾上水 道事業費を經濟費とする案を原米通り可決と定致します。

宜野湾村役所



